

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

令和 2 年 9 月 1 日

株式会社 N o . 1
株式会社アレクソン

令和 2 年 9 月 1 日

株式交換に関する事後開示書類

東京都千代田区内幸町一丁目 5 番 2 号

株式会社 N o . 1

代表取締役 辰巳 崇之

大阪府大阪市中央区安土町一丁目 8 番 6 号

大永ビル四階

株式会社アレクソン

代表取締役社長 三瀬 厚

株式会社 N o . 1（以下「N o . 1」といいます。）及び株式会社アレクソン（以下「アレクソン」といいます。）は、令和 2 年 5 月 26 日付で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和 2 年 9 月 1 日を効力発生日として、N o . 1 を株式交換完全親会社、アレクソンを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号、及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

令和 2 年 9 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

① 反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

アレクソンは、会社法第 785 条第 3 項の規定により、令和 2 年 8 月 3 日に、アレクソンの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換完全親会社である N o . 1 の商号及び住所を通知しましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

② 新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

該当事項はありません。

③ 債権者の異議（会社法第 789 条）

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

N o . 1 は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

N o . 1 は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、令和 2 年 8 月 3 日付で、本株式交換をする旨、並びに株式交換完全子会社であるアレクソンの商号及び住所を電子公告により公告しました。なお、N o . 1 は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに

本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数
(会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により N o . 1 に移転したアレクソンの株式の数は 2,964 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) N o . 1 は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した N o . 1 の株主 (当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。) はおりませんでした。

(2) アレクソンは、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本株式交換契約について会社法第 783 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したアレクソンの株主 (当該株主総会で議決権を行使することができる株主に限ります。) はおりませんでした。

(3) アレクソンは、令和 2 年 6 月 26 日開催の取締役会に基づき、令和 2 年 6 月 26 日においてアレクソンが保有する全ての自己株式 8,200 株を消却しました。

(4) N o . 1 は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生の直前時のアレクソンの株主名簿に記載又は記録された株主 (N o . 1 を除く。) に対し、その所有するアレクソンの普通株式 1 株につき N o . 1 の普通株式 9.553 株の割合をもって割当交付いたしました。N o . 1 が割当交付した普通株式の合計は 28,315

株です。

(5) 本株式交換により増加したN o. 1の資本金及び準備金は以下のとおりです。

①資本金 0円

②資本準備金 会社計算規則第39条に従いN o. 1が別途定める額

③利益準備金 0円

以上